

# 社会福祉法人 高知県福祉事業財団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知県福祉事業財団（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員人事委員会委員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事、監事及び顧問をいう。

(理事会、評議員会及び評議員人事委員会委員への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、及び評議員人事委員会委員が評議員人事委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長及び職員を兼務する理事が会議に出席した場合は、報酬及び実費弁償費を支給しない。

(理事長の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員、評議員及び評議員人事委員会委員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により旅費を支給する。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。ただし、第7条に係る改正規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 3,000 円	1,000 円
評議員会出席報酬等	日額 3,000 円	1,000 円
評議員人事委員会委員出席報酬等	日額 3,000 円	1,000 円

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬等	月額 50,000 円	
監事報酬等	日額 5,000 円	1,000 円